

様式 3

施策案に対する意見公募手続の実施結果

太田市では、平成21年8月20日(木)から平成21年9月18日(金)までの期間において、「太田市景観計画(案)」に対する意見公募手続を実施し、市民の皆様からご意見等を募集いたしました。

その結果3名の方から13件のご意見等をいただきましたので、ご意見等の概要とご意見等に対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

今回お寄せいただきましたご意見等につきましては、当計画策定に反映させていただきましたほか、今後の施策の参考とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

番 号	21-1	案件名	太田市景観計画(案)
意見等募集期間	平成21年8月20日 から 平成21年9月18日		
担当課等 (問い合わせ先)	〒373-8718 太田市浜町2番35号 担当課： 太田市都市計画部都市計画課 TEL : 0276-47-1839(直通) FAX : 0276-47-1883 E-mail : 030300@mx.city.ota.gunma.jp		
意見等募集の結果	(1) 応募者数 : 3名 (2) 意見数(合計) : 13件(10件の意見として集約) (3) 提出方法別内訳 (4) 性別内訳 (5) 年代別内訳 持 参 : 0件 男性 : 3名 50代 : 2名 郵 便 : 0件 女性 : 0名 60代 : 1名 FAX : 0件 代 : 名 E-mail : 13件 代 : 名		
市の対応状況	(1) 施策案に反映させた意見数 : 1件 (2) 施策案に反映させられなかった意見数 : 9件		
公表する資料等	(1) 施策案に対する意見等の概要と意見等に対する市の考え方 (様式4)(PDF) (2) 変更箇所(PDF)		
資料等の閲覧方法	(1) 電子媒体での閲覧 市ホームページ (2) 文書による閲覧 太田市役所1階市政情報コーナー (ただし、市ホームページの内容に限る) 祝日を除く8:30~17:15 太田市役所7階都市計画部都市計画課 土、日、祝日を除く8:30~17:15 各行政センター 土、日、祝日を除く8:30~17:15 (ただし、市ホームページの内容に限る) 一部詳細資料については、担当課のみの閲覧とします。		

施策案に対する意見等の概要と意見等に対する市の考え方

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>「景観計画案」を拝読させていただきました。 この計画案に大賛成です。 このような視点でぜひ「大門通りはどうあるべきか？」を議論していただきたいと考えます。 この周辺は今、急速な過疎化が進み空き家が急増中で、仮に、都市景観や歴史的な立場等を無視した無秩序な建築物が構築された場合には後世に禍根を残すものになりうると考えます。 是非、行政指導の秩序ある街づくりを進めていただき、老若男女そして観光客で賑わう「旧太田地区」にさせていただきますようお願い申し上げます。 そのためには、景観計画にあるような「行為の制限」が不可欠と考えます。 なにとぞ、ご検討のほどお願い申し上げます。</p>	<p>「大門通り」や「旧太田地区」に関しては、大部分が景観形成重点地区指定検討候補地になっていきますので、地域住民の意見を聞く等して、住民の合意形成を図りながら重点地区の指定に努め、良好な景観づくりを推進していきたいと考えています。</p>
2	<p>太田市の景観づくりにマスタープランができたことは一歩前進と評価したいと思います。 今回の内容で太田市の景観に対する整理・現状分析ができ、課題も明確になったことですので、今後は良好な景観を将来に継承し、創造してゆく具体的な活動が重要になります。 景観は、日々の市民生活や経済活動、行政の姿が具体的な結果として良くも悪くも目に見える形で出現しているものだと思います。 従って、良い景観を持った太田市にする為には、市民・事業者・議会・行政関係者等々の共通認識と幅広い協働作業が必要です。意識の変革を求める啓蒙活動も必要です。 その為のツールとして、今回の景観計画（案）や条例（案）が機能するよう期待しています。 また、生垣設置補助・ガーデニングコンクールといった各種事業も景観をより良くする為のポイントになるでしょうし、様々なグリーン作戦（清掃活動）やボランティア活動に対する景観への意識付けも地道な活動として活用すべきだと思います。 予算的には1%まちづくりを積極的に利用してゆくこと等も検討し、各種取り組みを効果的に景観向上活動に組み込んでいくべきだと思います。 他に誇れる良い景観も数多くある反面、南口問題など負の景観もある太田ですが、今回の一歩を更に充実させて、太田に住むことに誇りをもてるようにすべきです。</p>	<p>景観法の下、景観計画、景観条例及び屋外広告物条例により、市民や事業者と協働しながら、調和の取れた、より良い景観づくりを推進していきたいと考えています。</p>

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
3	<p>届出対象行為</p> <p>【配慮】</p> <p>電気事業用工作物（変電所（含む外柵）、鉄構、送電鉄塔、鉄筋コンクリート・金属性の柱の類、電線路または空中線系（その他支持物を含む）など）はライフライン設備であり、電力の安定供給のためには「電気設備に関する技術基準」への適合が必要不可欠なほか、確実・迅速な運用が可能なように施設しております。</p> <p>また、新設・改修を希望されるお客さまからは迅速な工事を求められることも少なくない状況にあります。一方でこれまでも環境面を考慮して設備を構築し、工事に際しては十分な説明・理解活動を展開し、当社構築物の景観が問題となったことはほぼ皆無であります。</p> <p>これらのことから、電気事業用工作物の新設・増設、修繕・改造、移転、色彩の変更等については、事前協議・届出除外のご配慮をお願いします。</p> <p>特に、太田市が企業誘致を前提として造成した「工業地」では、大規模工場等への送電線鉄塔による特別高圧電力の供給が必要不可欠であります。</p> <p>進出企業から必要とされる電力を必要な時期までに確実に供給し需給開始することが、地域産業の発展ならびに雇用創出につながり、太田市の発展に大きく貢献できるものでありますので、「工業地」における電気事業用工作物の新設につきましては事前協議・届出除外のご配慮をお願いします。</p> <p>また、以下の既設設備の変更に対しましては、電気事業用工作物の保安上の観点や電力需要への対応面から、迅速かつ的確に対処して行くべき内容でありますので事前協議・届出除外のご配慮をお願いします。</p> <p>a. 既設鉄塔の同規模建替について</p> <p>b. 既設電線の張替について（経年電線の修繕取替えが発生するため）</p> <p>c. 既設鉄塔の改造について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ変更を伴わない、既設鉄塔の腕金追加、形状変更 <p>d. 鉄塔の塗装について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設鉄塔の錆止め修繕に必要となる、亜鉛メッキ色から、同等彩色への塗装、および航空法による航空障害標識塗装。 <p>e. 既設鉄塔への、その他付属品の設置及び取替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔への「注意喚起大型表示札」、「連絡先」、「管理No.」等の表示札の設置及び経年取替え ・無線アンテナ、気象観測システム等の設置及び取替等 <p>台風や地震などの大規模災害の被災を受けた電気工作物について、早期のライフライン復旧を図り地域の皆様の生命・安全確保や生活基盤の確保を図ることは非常に重要であるため、同一規模での立替や改築・修繕（模様替えまたは色彩の変更を含む）等については届出除外のご配慮をお願いします。</p>	<p>意見等に対する市の考え方</p> <p>顧客からの迅速な工事の要望に関しては、電気事業用工作物に限ったものではないので、他の工事と同様、届出が必要なものに関しては、届出をお願いします。</p> <p>に例示された個々の事業に関しては、下の行為に該当する場合は届出を要しない行為となりますが、届出の必要性の判断が難しい場合は、担当窓口でご相談下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改築で、外観の変更を伴わないもの」や「改築又は増築で、当該行為後の高さが当該行為前の高さ以下のもの（一部除外あり）」に該当する行為 ・通常の管理に必要な行為や外観に影響を及ぼさない部品の交換などの軽易な行為 <p>電気事業用工作物に関する大規模行為の届出は、平成16年度から20年度までの5年間で、5件です。</p> <p>今回の条例（案）は、太田市全域に適用されるものですので、現行の群馬県景観条例と比較しても特段内容が厳しいものではなく、件数の増加もないと考えられます。</p> <p>景観に重要な影響を及ぼす大規模な行為である場合は、市として把握しておく必要がありますので、届出をお願いします。</p> <p>なお、非常災害のため必要な応急処置として行う行為に関しては、景観法第16条第7項第2号の規定で、届出を要しないものとされています。</p>
4	<p>届出対象行為</p> <p>【意見】</p> <p>「柵、塀、擁壁の類」は「高さ2mかつ長さ50mを超えるもの」を届出対象としていますが、電気事業用の変電所外構について、人命や設備保安上から第三者が容易に侵入できないよう、景観に配慮し高さを3m程度でネットフェンス類の柵、ブロック類の塀、コンクリート製の擁壁に門扉を取り付け周囲を囲っています。この「柵、塀、擁壁の類」が経年劣化や第三者行為による損壊が発生した場合に状況によっては人命や設備保安上から一刻を争い早急に修繕を施す必要が発生してまいります。材料等も既設のものと同じのものが調達できない場合は、修繕のみならず模様替えまたは色彩の変更となる場合もありますので、既設設備で上記範囲内のものは届出除外としていただきたい。</p>	<p>大規模行為の届出は、一定規模以上の行為に関し、景観形成基準に適合しているか否かを確認するために届出していただく制度です。</p> <p>よって、施工者が景観に配慮すれば届出しなくて良いものではなく、配慮した内容を届出していただくものです。</p> <p>なお、ご指摘の行為が通常の管理に必要な行為等に該当するものである場合に関しては、3番と同様です。</p>

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
5	<p>届出対象行為</p> <p>【意見】</p> <p>「一定規模以上の大規模な行為」の高さに関して、「建築物」「工作物」のそれぞれの高さは15mを越えるものを届出対象としていますが、高さの基準点は盛り土をした場合でも地上面露出点から最上部点の間を高さとして解釈できるが、図式等により明確にしていきたい。</p>	<p>意見等に対する市の考え方</p> <p>高さは、地盤面から最上部までの間とします。</p> <p>図式等に関しては、「景観計画届出の手引き」を作成し、届出の際に必要な事項の解説を掲載する予定です。</p>
6	<p>届出対象行為</p> <p>【意見】</p> <p>「改築で、外観を変更すること」を届出対象行為から除外していますが、設備の老朽化等で同等品と取替る場合についても、届出除外としていただきたい。</p>	<p>「(4)改築で、外観の変更を伴わないもの」に関しては、届出除外となりますが、外観の変更を伴う場合については届出が必要となります。</p>
7	<p>景観形成基準</p> <p>【配慮】</p> <p>「工作物に対する景観形成基準」に対して、各地域毎の景観形成に十分配慮し大規模な行為を実施しておりますが、本計画(案)の表に示されている各調和項目につきまして、下記の内容に基づき適用除外へのご配慮をお願いします。</p> <p><形態・意匠・色彩></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業用工作物の壁面等について、ネットフェンス(菱形金網ビニール被覆)の標準的な彩色はグリーン系およびブラウン系としていますが、一般的に広く出回っている材料であり調達も安易なことから合理的な設備形成が図られるため ・新設鉄塔の場合、鉄鋼構造物において一般的に防錆対策として採用されている亜鉛メッキ色となり、また、既設鉄塔については、亜鉛メッキの劣化に伴い、この対応策として防錆塗装(亜鉛メッキ色に近い色のグレー マンセル記号N7相当)を実施しているため ・航空法により航空障害標識塗装色を行う鉄塔については法令上の措置の行為であることや、鉄塔以外の電線(アルミ色・銅色)、がいし(白色など)、付属金具類(亜鉛メッキ色)についても同様に一般的製品を使用しているため 	<p>4番と同様です。</p> <p>なお、景観形成基準で、関係法令に特段の定めがある場合は、当該基準を適用しないとしているので、色彩等が法令等で定められている場合、色彩基準を適用しません。</p>
8	<p>景観重要樹木の保全、管理及び活用の方針</p> <p>【配慮】</p> <p>「景観重要樹木」に指定された樹木について、伐採などを制限すると記載されていますが、仮に電気事業用工作物(電線路または空中線系(その他支持物を含む))の隣接または直下に当該樹木があった場合であっても、経済産業省令「電気設備に関する技術基準」に定められた、工作物と樹木との離隔距離を確保しなければなりません。離隔が確保できない場合は、広範囲に渡る停電を伴う電気事故の発生や火災・感電事故等が発生する可能性がありますので、電気事業用工作物に接近する景観重要樹木についても、事故を防止するための伐採ができるようご配慮をお願いします。</p>	<p>景観重要樹木に関し、伐採可能かどうかに関しては、所有者等と協議した上で、保全、管理の方法等を決定することになりますので、電気事業用工作物に限らず、他の物件に接近した樹木の管理方法に関しては、ご指摘の点等を考慮していきたいと考えています。</p> <p>逆に、景観重要樹木に隣接して、電気事業用工作物を新設する際、将来的に景観重要樹木の伐採のおそれがある場合は、当該樹木への眺望を阻害しない立地等の配慮をお願いします。</p> <p>なお、当該行為が通常必要な管理行為である場合には、管理規程に従い実施することになります。</p> <p>また、樹種や樹齢によっても、管理の方法が異なるため、全ての樹木の枝の伐採に関し、一律で可能とすることは難しいと考えられます。</p>

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
9	<p>占用許可に関する考え方</p> <p>【配慮】</p> <p>「電線類地中化に伴う分電盤などは、その他の道路施設と調和した色彩とするとともに、植栽などにより修景するか、又は道路景観に影響しない位置に設置するよう努める。」と記載されておりますが、従来から電線類地中化推進協議会において、電柱（架空電線路）からの地中化に伴い、必要となる「分電盤設置」については道路管理者との協議により景観に配慮した設置方法・形態・色彩としております。電気事業者の所有物である「分電盤」が景観阻害の原因であるような記載はそぐわないものと思われまので「占用物件は、他の道路施設と・・・」変更していただきたい。</p> <p>また、植栽による補修が必要と判断された場合、その実施は道路管理者の負担で実施いただくようご配慮をお願いします。その場合、機器の操作に影響しないような方法での植栽をお願いします。</p>	<p>上段に関し、ご指摘のように表現を変更いたします。</p> <p>下段に「植栽による補修が必要と判断された場合、」とありますが、本文中での「植栽など」は、あくまでも例示であり、通常は設置前に配慮する事項です。</p> <p>なお、設置後に景観にそぐわないと判断された物件に関しての変更等に関しては、物件の所有者に変更等をしていただくこととなりますが、その際の一例としては「植栽など」が挙げられます。</p>
10	<p>景観形成重点地区の指定の考え方</p> <p>【配慮】</p> <p>「景観重点地区では、地区独自の届出制度やガイドラインに基づき、地区の特性に応じた建築物・工作物等のきめ細かな規制・誘導を行います。」と記載されておりますが、地区独自の届出制度（協定制度）やガイドラインに送電鉄塔設備・配電設備（電線路または空中線系（その他支持物を含む））等に対する、地中化や電柱建て替え時の標準仕様以外の材料使用等に対する内容が盛り込まれた場合に、要請者より標準仕様材料等との差額費用を負担していただく事となりますが、その負担方法について明確な記載をお願いします。</p> <p>また、「景観重要樹木」と同様に、伐採などの制限について盛り込まれた場合に、経済産業省令「電気設備に関する技術基準」に定められた、工作物と樹木との離隔距離を確保しなければならないため、離隔が確保できない場合は、広範囲に渡る停電を伴う電気事故の発生や火災・感電事故等が発生する可能性があります。</p> <p>したがって、電気事業用工作物に接近する景観重要樹木についても、事故を防止するための伐採ができるようご配慮をお願いします。</p>	<p>上段の費用負担に関しては、市の景観計画に記載するようなことでは無いと考えられます。</p> <p>景観重要樹木に関しては、8番と同様です。</p>

変更箇所

枠内の下線の箇所を下の枠内の下線へと変更します。

第3章 良好な景観づくりに関する計画

6. 景観重要公共施設の指定と整備

(3) 占用許可に関する考え方

電柱や自動販売機など、占用許可の対象となる施設の形態・意匠などは、道路などの公共空間の整備内容や周辺の景観との調和に配慮する必要があります。

そこで、占用許可に関する考え方を以下のとおり定めます。

- ・ 配置は、主要な場所からの眺望や景観の連続性に配慮したものとする。
- ・ 色彩や素材は、道路の仕上げや沿道の建築物、周辺の自然環境などと調和し、経年変化に配慮したものとする。
- ・ 電線類地中化に伴う分電盤などは、その他の道路施設と調和した色彩とするとともに、植栽などにより修景するか、道路景観に影響しない位置に設置するよう努める。
- ・ 公共空間内に設置される案内板・標識は、周辺の景観に調和したものとし、地域や公共施設の区域内で統一の取れたデザインとする。

- ・ 配置は、主要な場所からの眺望や景観の連続性に配慮したものとする。
- ・ 色彩や素材は、道路の仕上げや沿道の建築物、周辺の自然環境などと調和し、経年変化に配慮したものとする。
- ・ 占用物件は、他の道路施設と調和した色彩とするとともに、植栽などにより修景するか、道路景観に影響しない位置に設置するよう努める。
- ・ 公共空間内に設置される案内板・標識は、周辺の景観に調和したものとし、地域や公共施設の区域内で統一の取れたデザインとする。